

上市町まちなか交流プラザ内こども広場拡充事業 公募型プロポーザル実施要項

1 事業目的

上市町では、「育児」・「介護」といった家庭での女性の負担軽減を図りつつ、女性のための起業セミナーを開催するなど、女性の社会進出を積極的に支援しております。

本年度、女性起業促進と地域の賑わい創出を更に加速させるため、中心市街地に設置されている上市町まちなか交流プラザ等を拠点として女性起業促進の支援メニューを一体的・総合的に実施しており、子育て支援及び子育て世代集客のため同プラザ内にあるこども広場を拡充し、新たに大型遊具等を設置するものです。

2 業務概要等

上市町まちなか交流プラザ内にある「こども広場」の拡充に関する大型遊具及び安全施設等の設計、製作、設置

3 納入期限

平成29年1月31日（火）

4 契約額

契約額は7,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とします。

5 契約の方法

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とします。

(2) 契約事業者の選定

公募により企画提案書を募集し、その内容を審査して最優秀提案者を選定し、その提案者を契約予定者とします。

6 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 民間企業、NPO法人、これら以外の法人で事業を適切に実施できること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国及び地方公共団体等において指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 法人、法人の代表権を有する者等（株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の団体等にあつてはこれらに相当する職にある者及びこれらの者以外に団体等の経

営に事実上参加しているものをいう。)又は法人の被用者(代表権を有する者等を除く全ての従業員、構成員及びこれらに相当するものをいう。)が、暴力団関係者その他暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

- (6) 法人税等の滞納がないこと。
- (7) その他、契約者として適切であると認められる者であること。

7 企画提案内容

別紙「上市町まちなか交流プラザ内こども広場拡充業務 発注者要求事項」のとおり

8 応募方法

(1) 提出書類

次の書類のうち、①～⑤は正本1部、⑥～⑨は正本1部、副本5部提出してください。

- ①応募申請書(様式1)
- ②誓約書(様式2)
- ③納税証明書(国税、都道府県税、市町村税)
- ④定款又は寄付行為、登記事項証明書等
- ⑤直近2年度分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、財産目録又はこれらに類する書類
- ⑥組織、人員、業務内容及び業績等がわかる書類
- ⑦企画提案書
- ⑧配置計画平面図、構造図及び完成予想図
- ⑨見積書

(2) 提出方法

提出書類を持参又は簡易書留で郵送してください。

なお、持参される場合は、事前に日時をご連絡ください。

(3) 提出先及び問合せ先

上市町産業課商工観光班(上市町役場3階) 事務担当/川口

〒930-0393 富山県中新川郡上市町法音寺1

TEL: 076-472-1111 (内線361)

E-mail: s.shoukou@town.kamiichi.toyama.jp

(4) 提出期間

平成28年5月19日(木)から平成28年5月25日(水)までの午前8時30分から午後5時15分まで(但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

9 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

書類によるプロポーザル方式とし、プレゼンテーションは実施せず、参加各社からの提案された企画を「こども広場拡充事業企画提案選定委員会」にて審査・協議のうえ、最も優れた企画を提案した者を選定します。

(2) 審査基準

項 目	配 点
① 屋内大型遊具の納入実績	10
② 目的に沿ったテーマ・コンセプト	20
③ 利用促進のための遊具の構成、配置	30
④ 安全に対する配慮	10
⑤ 耐久性・メンテナンス性	10
⑥ 実現性、効果	10
⑦ 経費の妥当性	10
評価点合計	100

※ 審査内容は非公開とします。

10 審査結果

審査結果は、平成 28 年 5 月 31 日（火）までに全応募者へ通知します。

11 契約方法

書類審査で選定された者を契約締結候補者として業務内容の細部について打合せを行った上で、必要な場合は改めて見積書の提出を求め、随意契約により物品購入契約を締結します。

12 スケジュール

平成28年 4月27日（水）	募集開始（上市町産業課窓口及びHPで広告）
5月19日（木）	企画提案書受付開始
25日（水）	企画提案書提出締切
31日（火）まで	書面審査、審査結果通知
6月上旬	（仮）契約締結
下旬	町議会にて財産取得の議決 契約締結、事業開始

13 留意事項

- ・企画提案については1社につき1提案とし、提出後の記載内容の変更は認めません。
- ・提案書様式は、A4判、片綴じ、横書き、片面印刷とします。A3判を用いる場合は、A4に折り込んでください。
- ・募集内容に関するお問い合わせは、原則、書面によるものとし、随時受け付けます。
- ・提出書類の様式は、上市町ホームページからダウンロードしてください。
- ・本事業の提案に係る費用は、全て応募者の負担とします。
- ・提出書類等の内容について、必要により関係機関に照会する場合があります。
- ・提出書類は返却しません。なお、提出書類は、上市町情報公開条例に基づき開示等を行う場合があります。

上市町まちなか交流プラザ内こども広場拡充業務 発注者要求事項

- 1 業務概要 大型遊具及び安全施設等の設計、製作、設置
- 2 納入期限 平成 29 年 1 月 31 日（火）
- 3 要求事項
 - (1) 総費用 金 7,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
 - (2) 設置場所 富山県中新川郡上市町西中町 11 番地
上市町まちなか交流プラザ 2 階（資料 1、2 参照）
 - (3) 使用対象 0 歳～6 歳
 - (4) 配慮事項
 - ア 納入する遊具は、（資料 3）の既存遊具と内容ができる限り重複しないよう考慮すること。
 - イ 遊具の材質は、耐久性に優れるものとする。
 - ウ 維持管理経費の低減が図れる材料等を検討・提案し、点検等の維持管理手法を示すこと。
 - エ 遊具の対象年齢、遊び方及び注意事項等を記載したセーフティーサインを適切に設置すること。
 - オ 設置時間帯は、施設の指定管理者が認める場合を除き、原則として午前 9 時から午後 5 時までとする。

4 企画提案の範囲

- (1) 新たに設置する大型遊具
新規性が高く、集客効果が見込まれるとともに、補修や部品交換等のメンテナンス性や利用者の安全性に優れ、設置のための工事を要しないもの。
- (2) セーフティーサイン、安全マット、安全柵等
施設のレイアウトを考慮し、こども広場を利用する子ども（0 歳～6 歳）の安全確保が図れる設備の設置
- (3) 既存の遊具を踏まえた(1)(2)の配置計画
遊具の対象年齢（0 歳～6 歳）の子どもと付き添う保護者の動線を考慮するとともに、避難経路の確報など建築基準法及び消防法を遵守した大型遊具及び安全設備の配置
- (4) 類似業務の実績
過去の国、県、市町村への屋内大型遊具納入実績等
- (5) 業務経費の見積
業務に係る経費の見積書、積算内訳、納入後に毎年支出が見込まれる維持管理費

5 参考資料

- (1) 位置図（資料 1）
- (2) 上市町まちなか交流プラザ平面図（資料 2）、断面図（資料 3）
- (3) 既設遊具等写真（資料 4）